

2022年1月31日

各 位

国家権力による不当労働行為に抗議し労働者の権利を護るための声明

大阪労働者弁護団
代表幹事 森 博行



〒530-0047 大阪市北区西天満4-10-19-603
電話 06-6364-8620 FAX 06-6364-8621

全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下「関生支部」という）に対する一連の刑事弾圧は、大阪広域生コンクリート協同組合（以下「大阪広域協組」という）の関生支部排除の決議に端を発した大阪広域協組や他府県の協組に加盟する使用者による不当労働行為と連動し軌を一にして、2018年7月に滋賀県で始まり、近畿一円に広がった。

関生支部委員長・副委員長をはじめとした組合員、その関係者の延べ逮捕者数は89名（実人数は57名）にものぼり、委員長、副委員長に対する保釈までの不当な身体拘束期間は640日を超える。また、保釈条件においても組合事務所等への立ち入り禁止など過重な条件が付された。

本件は、正当なストや団体交渉、及び労使間の協定とその履行行為を恐喝等として訴追するものであり、刑罰法規の許されざる拡張・拡大解釈であるとともに、国家権力による組合つぶしであって、憲法28条、労組法1条2項、刑法35条にも違反している。

さらに今般、驚くべきことに、大津地裁に証拠として提出された取り調べ状況の録音録画から検察官が取り調べの中で関生支部組合員のYさんに対し、組合脱退の懲罰、強要を行っていたことが明らかになった。国家権力の扱い手である検察官が、恥ずかしげもなく権力を濫用して、憲法28条によって全ての国民に保障されている団結権を侵害する行為を行っていたことが明らかになったのである。

日本国憲法は、労働者、市民など経済力を持たない弱い立場の人々でも自らの人権侵害に抗う武器を手にできるように労働者の団結権、団体行動権、団体交渉権を保障しているのであり、かかる権利を侵害する行為を許すことはできない。

検察の役割は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにある（最高検「検察の理念」より）。検察官は、かかる役割を果たす当然の前提として日本国憲法と法令を遵守しなければならない。そのような立場にありながら上記のような憲法違反、法律違反を犯したことには

について、衷心から反省すべきである。

資本と国家権力が一体となって行う本大弾圧に対し、各被告人及び弁護人は奮闘し、労働法の研究者も含めた各界の多くの人々の支援の力にも励まれ、確実に勝利へ向けて前進している。大阪地裁では大津の恐喝事件の無罪判決、大阪高裁では京都の強要未遂事件の一審有罪判決を覆した無罪判決も勝ちとっている。また、資本の不当労働行為に対しても、労働委員会において次々と勝利決定が続いている。各被告人及び労働組合の奮闘と支援の賜である。

今後も全事件・全被告人の無罪を勝ちとるため被告人及び関係者の奮闘を期待するとともに、当弁護団も全被告人及びすべての労働者・労働組合の権利を護るために一層の尽力をする決意である。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 小野順子

〒562-0014 箕面市萱野4-3-10 箕面野口ビル402号

メイプル法律事務所 [TEL] 072-723-9800